

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和3年12月24日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほっけ・めばる固定式刺し網漁業	5隻	15トン未満	定めなし	次の世界測地系で表した点ア、イ、ウ、エ、及びアを順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 ア 北緯40度28.50分、東経139度38.28分の点 イ 北緯40度28.58分、東経139度47.40分の点 ウ 北緯40度25.70分、東経139度47.60分の点 エ 北緯40度25.70分、東経139度38.25分の点	3月1日から4月30日まで	西津軽郡深浦町に住所を有する者	令和3年12月24日から令和4年2月1日まで	1 許可の有効期間は、令和4年3月1日から令和4年4月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 所持し施設できる網（一枚網に限る）は1ヶ統とし、その全長は600メートル未満としなければならない (2) 網の目合は、85ミリメートル以上としなければならない (3) 敷設する網の立ちは6メートル以内としなければならない (4) 操業期間中の出港は午後3時以降とし、帰港は翌日の午前1時までとしなければならない。また、投網は午後5時以降とし、揚網完了は午後11時以前としなければならない (5) 漁具の敷設中は、その片側に方40センチメートル以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料又は蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートルの高さに掲げるとともに、両端に2キロメートル以上離れた場所から視認できる電灯、その他の照明装置を有する夜間標識を設置して発光させなければならない (6) 別途様式による船体表示をしなければならない